

在宅要介護者受入体制整備事業の考え方について

1 事業の概要

在宅で要介護者(高齢者・障害者)を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合においても、要介護者が住み慣れた地域での生活を継続し、感染した家族等が安心して療養に専念できる環境を整えるため、要介護者に対する支援員等の配置や、緊急一時的に利用できる宿泊施設等の確保などにより、受入体制を整備する。

2 事業の実施体制

- (1) 支援者の配置調整や関係機関との連携などを行うため、支援コーディネーターを配置する。
- (2) 要介護者は濃厚接触者となるため、PCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、健康観察期間となる14日間に在宅サービス等の支援を行う。
- (3) 既に在宅サービス等を利用している要介護者の場合はサービスの継続を基本とし、不足する場合に本事業を利用することができるものとする。在宅サービス等の未利用者については、必要な居宅介護等のサービスを調整の上実施する。

3 今後のスケジュール(予定)

令和3年1月から 事業開始

※1月以前に必要性が生じた場合は、緊急的に対応を行う。